

リスク管理への取組み

リスク管理に対する基本的な考え方

金融やICTの革新、新規業務への参入等、銀行を取り巻く環境が変化するにつれ、銀行が直面しているリスクはますます多様化、複雑化しています。

このような環境の中、当社では安定的な収益の確保と健全な経営基盤を確立するため「統合的リスク管理規程」を定め、すべての銀行業務に内在する各種リスクを把握し、適正な管理を行なう体制を整備することが不可欠と認識し、経営の最重要課題として経営陣の積極的な関与のもと、リスク管理の高度化に努めています。

統合的リスク管理

当社では各リスクに資本配賦を行ない、計量化したリスク量を自己資本の範囲内にコントロールする統合リスク管理を実施し、その精度向上に努めています。また、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク等）といったさまざまなリスクが存在する銀行業務において、それぞれのリスクを個々に管理するだけでなく、リスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、当社の経営体力（自己資本）と比較・対照し管理する、統合的なリスク管理態勢を整備しています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格ならびに為替等の市場リスク要因の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクを言います。市場リスクが経営に与える影響を十分に認識し、統合リスク管理体制における配賦資本によるリスクリミットの設定等、適切な市場リスク管理態勢の構築に努めています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、金融機関の信用悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保において通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るリスクを言います。

安定した資金繰りと高い流動性の確保が経営の重要課題であることや、流動性リスクが顕在化した場合において迅速に対応することの必要性を十分に認識し、よりリアルタイムな状況の把握ならびに報告体制等、適切な流動性リスク管理態勢の構築に努めています。

当社の調達は預金が大半を占め、市場からの調達は限定的であり、資金繰りは安定しています。しかし、不測の事態に備えるため、市場流動性の高い有価証券の保有や、保有有価証券を利用した市場調達の準備等、調達手段の多様化に努めています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出資産などの価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクを言います。

貸出資産の健全性維持・向上を図るため、営業部門と審査・資産査定部門を分離・独立させ、各部門が互いに牽制しつつ客観的に評価することでバランスのとれた貸出ポートフォリオを構築することを目指しています。

審査部門では、営業ならびに融資を通じて蓄積した各種データをもとに、お取引先の信用力を当社が設定した基準により判定する債務者格付制度を確立、財務情報などを分析し、貸出における信用力判定に正確さを期する体制を整えています。なかでも、貸出資産の8割以上を占める個人ローンについては、データベースを有効に活用し、仮説・統計的分析・検証を繰り返しながら、信用力判定の精度向上を図っています。資産査定部門においては、貸出債権を主体とした自己査定が適切に実施される体制を整備し、資産健全性の維持・向上に努めています。

事務リスク管理

事務リスクとは役員ならびに社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正・事務処理体制の不備等により当社が損害を被るリスクを言います。事務全般に関するリスクを的確・適正に把握し適切なリスク管理を実施することにより、銀行業務の健全性を維持するとともに、事故・トラブル・苦情・不祥事およびそれに係る損失等を未然に防止することを事務リスク管理の方針と定めています。

管理手続きは事務全般に対するリスクの把握と適切なリスク管理のために「オペレーショナル・リスク管理規程」に事務リスク管理を定め、これに基づき事務リスク管理体制を構築しています。

「オペレーショナル・リスク管理規程」の事務リスク管理には、事務リスクを回避もしくは最小化するため、事務リスク管理に係る分析・評価・改善への対応策、営業店指導ならびにお客さまからの苦情等への対応策ならびに不正・不祥事件等への対応策等を定めています。

当社においては、これらの事務リスクの管理状況について、定期的および必要に応じた報告体制を整備するとともに問題点の是正（規程の是正・再発防止）に努めています。

セキュリティリスク

セキュリティリスクとは、当社の情報資産に係る「機密性」、「完全性」、「可用性」の欠如により、情報漏洩や各種業務上の支障に起因し、当社のお客さまが損失を被る、当社が社会的責任を果たせなくなる、あるいは当社が損失を被るリスクを言います。これには、情報漏洩等に起因した当社の信認を損なうレピュテーションリスクやセキュリティ対策の欠如を理由とした訴訟といったリーガルリスクの原因となるリスクも含みます。なお当社においては、セキュリティリスクはシステムリスク（コンピュータシステムのダウン、誤作動、誤処理、不備、不正使用など）と情報セキュリティリスク（情報資産に係るデータの改ざんや情報漏洩など）を包含しているものと捉えます。

これらセキュリティリスクの定義および管理体制等について「セキュリティリスク・ポリシー」に定め、当社に関連したすべての従業員等が守るべき具体的な基準・項目を「セキュリティリスク・スタンダード」に定めています。

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスの基本方針

公共的使命と社会的責任を負っている銀行にとって、コンプライアンスの重要性は高く、さらに、金融に関する自由化、グローバル化の流れがますます加速するなかで、銀行に対する経営の自己責任原則の徹底と、透明性の確保がより一層強く求められています。当社では、役員ならびに社員の職務の執行が法令、社内規程、社会規範に適合することを確保するため、「遵法を超える正しさに沿う経営」を経営理念のひとつとして位置付け、「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を制定するとともに、内部統制の強化と継続的な啓発活動により、実効性のあるコンプライアンス体制を構築しています。

コンプライアンス体制

倫理規範 (抜粋)

1. 公共性の自覚

銀行の公共性・社会的使命を常に自覚する。

2. 法令遵守

あらゆる法令・ルールを遵守する。

3. 自己責任

自己責任に基づく健全経営に徹する。

4. 企業行動

厳正かつ公正に行動する。

当社では、コンプライアンスにかかる重要な事項について審議するコンプライアンス委員会を設置し、同委員会で審議された事項については、取締役会に報告する仕組みとなっています。また、経営企画部にコンプライアンス統括部署を設置

し、当該部署においてコンプライアンスに関する企画・管理を統括しています。さらに、全部署・営業店にコンプライアンス責任者ならびに内部責任者を配置し、全部署・営業店におけるコンプライアンスの遵守状況をチェックする体制を整備しています。

役員ならびに社員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見したときの対処方法等を具体的に示したコンプライアンス・マニュアルである「ビジネスガイドライン」を策定し、役員ならびに社員はこれに則り行動することとしております。このビジネスガイドラインは電子化され、役員ならびに社員がいつでもパソコンで閲覧でき、また、法令改正等に迅速に対応できる体制としています。

また、コンプライアンスに関する具体的な行動計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス統括部署ならびに内部監査部門においてその遵守状況をチェックしています。

原則、年2回「コンプライアンス検証強化月間」を設け、コンプライアンスに関する重要事項について、全社的な対応状況を検証し、コンプライアンス態勢の整備を図っています。また、全社員向けにコンプライアンスに関する情報を掲載したコンプライアンス・メールマガジンを配信、コンプライアンスに関するeラーニングを定期的実施するなど、全社的なコンプライアンス意識の醸成を図っています。

コンプライアンスならびにセクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関する問題について、社員が直接コンプライアンス統括部署または外部の法律事務所に相談報告できるコンプライアンス・ヘルプラインならびにハラスメント・ヘルプラインを整備し、不祥事や不正行為の未然防止に努めています。

勧誘方針

当社は、金融商品の勧誘に当たっては、各種法令ほか次の事項を遵守し、お客さまの信頼確保に努めます。

1. お客さまの知識や経験、財産の状況、投資目的に照らして、適正な金融商品の提供に努めます。
2. 金融商品の内容やリスク等の重要事項について、十分にご理解いただけるよう、わかりやすい商品説明に努めます。
3. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際には、商品内容の重要事項についてご確認いただきます。
4. 断定的判断や事実と異なる情報の提供など、お客さまの誤解を招くような勧誘は行ないません。また、お客さまにご迷惑となる時間帯や場所での勧誘は行ないません。
5. 当社の役員ならびに社員は、お客さまに適切な勧誘が行なえるよう、常に知識の習得、研鑽に努めてまいります。
6. 当社の役員ならびに社員は、誠実かつ公正に業務を行ない、お客さまからのご要望やご意見には、迅速かつ適切に対応いたします。



コンプライアンス

法令や社内規程等の社内ルールや社会規範を遵守すること。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスの実践を経営理念として位置付け、「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を制定するとともに、内部統制の強化と継続的な啓発活動により、実効性のあるコンプライアンス体制を構築しております。
- (2) 常勤取締役等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会においてコンプライアンスに関する重要な事項を審議・報告しております。また、経営企画部にコンプライアンス統括部署を設置し、当該部署においてコンプライアンスに関する企画・管理を統括しております。さらに、全部署・営業店にコンプライアンス責任者ならびに内部責任者を配置し、全部署・営業店におけるコンプライアンスの遵守状況をチェックする体制を整備しております。
- (3) 法令、社内規程および社会規範を遵守することを明文化した「ビジネス・ガイドライン」を策定し、取締役ならびに使用人はこれに則り行動しております。また、具体的な行動指針である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス統括部署ならびに内部監査部門においてその遵守状況をチェックしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存ならびに管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令ならびに各種の社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存・管理する体制を構築しております。
- (2) 情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制を確立しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「統合的リスク管理規程」その他の社内規程等を定め、信用リスク、システムリスク等の様々なリスクに対処するための各種リスク委員会を設置して、リスクの個別管理を行なうとともに、これらの委員会を統括する統合リスク管理委員会を設けて、各種リスクを総合的に管理する体制を構築しております。
- (2) 不測の事態が発生したときは、社内規程等に基づき社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行なうリスク管理体制を確立しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 当社は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、経営会議ならびに執行会議を設置しております。経営会議は、経営管理等に係る事項の審議を行ない、執行会議は、業務執行等に係る事項の審議を行なっており、これらの会議体における慎重かつ機動的な審議を通じて、適正かつ効率的な取締役の職務執行を確保する体制を構築しております。
- (2) 当社は、「組織規程」「執行役員規程」に基づいて執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決議により選任され、取締役会の経営管理の下、適正かつ効率的な業務執行をしております。
- (3) 社長は、当社の最高経営責任者（CEO）として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。
- (4) 当社は、業務の適切性を確保するため、定期的なモニタリング機能を充実させ、PDCAサイクルによるプロセス管理を行なう体制を整備しております。

5. 当社ならびに連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「連結子会社等管理規程」、「監査役への報告規程」その他の社内規程等を定め、連結子会社等が行なう業務について、事前に協議し、または報告をさせることにより、連結子会社等の健全化ならびに業務の円滑化を図り、グループ全体の経営管理を適切に行なう体制を構築し、連結子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備しております。
- (2) 当社は、「内部監査規程」、「臨店監査規程」を定め、連結子会社等のリスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施しております。また、「統合的リスク管理規程」を定め、連結子会社等のリスクについて、リスクの影響度を勘案したうえで、統合的リスク管理を行なう体制としております。
- (3) 当社は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれることを確保する体制を構築しております。
- (4) 当社ならびに連結子会社等は、共通の価値観である「Our Philosophy」を明確化し、企業の社会における存在意義や企業行動の原則、経営において大切にすべき考えを共有しております。また、「コ

ンプライアンス規程」を定め、すべての取締役ならびに使用人等に周知徹底し、グループ全体のコンプライアンス体制を確立するなど、連結子会社等の取締役等の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制を構築しております。

- (5) 当社ならびに連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

6. 監査役職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき専属の使用人として、監査役補助者を任命しております。
- (2) 監査役補助者は、取締役から独立した立場を堅持し、監査役の指揮命令に従う体制を確保しております。また、監査役補助者の人事考課や人事異動等については、常勤監査役と事前協議を行なっております。

7. 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- (1) 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、法令ならびに社内規程等に基づき監査役へ報告を行なうほか、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告を行なう体制としております。
- (2) 当社ならびに連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接経営企画部コンプライアンスならびに外部の法律事務所に報告・相談できるコンプライアンス・ヘルプラインを整備し、受け付けた通報について監査役に報告をする体制としております。
- (3) 当社ならびに連結子会社等は、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。
- (4) 監査役会は、必要に応じ、当社ならびに連結子会社等の会計監査人、取締役、監査部、経営企画部コンプライアンス等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができる体制としております。
- (5) 監査役は、毎月開催される取締役会へ出席するほか、社内規程等に基づき経営会議その他の会議にも出席し、取締役等からの報告を聴取できる体制としております。
- (6) 監査役は、監査部が実施した連結子会社等の監査結果について、連結子会社等の所管部署である経営企画部より、報告を受ける体制としております。

8. 監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査役監査を効率的、効果的に行なうため、会計監査人、監査部、経営企画部コンプライアンスとの連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深め、監査役監査の実効性確保に資する体制としております。
- (2) 当社は、監査役職務の執行に係る費用等については、毎年一定額の予算を設けております。また、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続き、その他の職務の執行について生ずる費用等についても、監査役監査の実効性が確保できるよう対処しております。

9. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- (1) 当社ならびに連結子会社等は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「倫理規範」「行動基準」「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を制定しております。反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除する体制としております。
- (2) 当社は、反社会的勢力に対する対応を統括する部署を経営企画部に設け、社内関係部門ならびに外部専門機関との協力体制を整備しております。
- (3) 当社ならびに連結子会社等は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときには、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立しております。